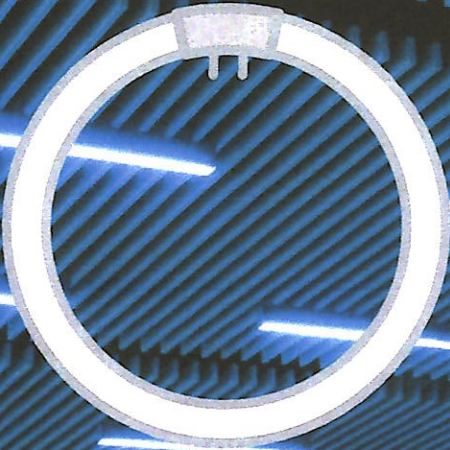


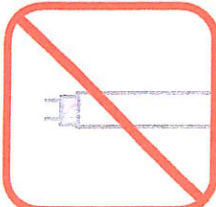
緊急!

2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議で、
すべての一般照明用蛍光灯の製造・輸出入の廃止
が2027年末と決定しました。
※一般照明用の高圧水銀ランプについては既に
(2021年以降)製造・輸出入が禁止になっています。



**蛍光灯が
なくなる前に
LED照明器具に
交換しましょう!**

廃止が決定した蛍光灯



直管形蛍光灯



電球形蛍光灯



コンパクト形蛍光灯



非直管形蛍光灯



冷陰極蛍光灯および
外部電極蛍光灯

詳細は
裏面へ

蛍光灯照明器具をLED化する際、
あるいは長期間使用した器具を交換する際は

まるごと照明器具交換を推奨します。

直管LEDランプと既設の照明器具の
組み合わせが不適切な場合、

重大事故が発生して
います。



原因

- LEDランプ種別選択の誤り・施工方法の間違い
- 器具(ソケット)の絶縁性能不足
- 継続使用した安定器の劣化 など



原因

- 継続使用したソケットの劣化
- ランプの質量超過
- 異常発生時のソケットの熱変形



既設の蛍光灯器具をLED化する際は器具交換を推奨します。G13 口金直管LED光源に交換する
場合はJLMA301に適合した光源を採用されることをお勧めします。



JLMA301

すべての一般照明用蛍光ランプが2027年までに廃止になります。LED照明器具に交換をお願いします。

※赤い背景の箇所が今回追加された内容です。

ランプの種類	イメージ	最初の条約規制 廃止期限	追加条約規制 廃止期限
電球形 蛍光ランプ (CFLi)		一般照明用 30W以下、Hg 5mg超 2020年廃止	一般照明用 30W以下、水銀含有5mg以下 2025年廃止 一般照明用 30W超、水銀含有全て 2026年廃止
コンパクト形 蛍光ランプ (CFLni)		—	一般照明用 30W以下、水銀含有5mg以下 2026年廃止
直管形 蛍光ランプ (LFL)		一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 60W未満、Hg 5mg超 ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 40W以下、Hg 10mg超 2020年廃止	一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 60W未満、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg以下 60W以上、Hg 5mg超 2027年廃止 ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 40W以下、Hg 10mg以下 40W超、水銀含有全て 2026年廃止
非直管形 蛍光ランプ (NFLs)		—	一般照明用 ＜三波長形蛍光体＞ 全てのW 2027年廃止 ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 全てのW 2026年廃止
冷陰極蛍光ランプ 及び 外部電極蛍光ランプ (CCFL/EEFL)		電子ディスプレイ用 長さ500mm以下:3.5mg超 長さ500mm超1,500mm以下:5mg超 長さ1,500mm超:13mg超 2020年廃止	種類にかかわらず水銀含有のものすべて 2025年廃止

水銀に関する 水俣条約とは

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。

【経緯】国連環境計画(UNEP)では、第25回管理理事会(2009年)において、国際的な水銀の管理に関して法的拘束力のある文書(条約)を制定するための政府間交渉を開始すること、そのための政府間交渉委員会(INC)を設置して2013年までのとりまとめを目指すことに合意しました。政府間交渉は2010年に開始され、2013年1月に「政府間交渉委員会第5回会合」(INC5)において条約の案文が合意されました。2013年10月には、熊本県で外交会議が開催され、「水銀に関する水俣条約」として条約の採択及び署名が行われました。

10年
たったら
黄信号!

15年
たったら
赤信号!

外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいます。

照明器具の適正交換時期は約10年です!



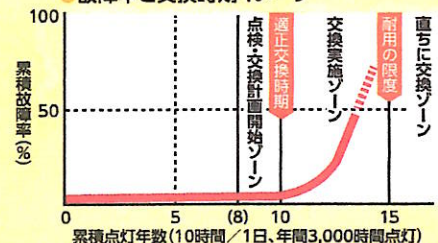
「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える」と考えるのは間違いです。

10年経過した照明器具は点検し交換の検討が必要です。ランプ以外の照明器具の部品も使用年数に伴い劣化します。

また、照明器具の耐用の限度(15年)を過ぎると故障率が増大し、続けて使用するには危険が伴うので、ただちに交換することを推奨します。(右図参照)

安全と安心のため、お使いの照明器具の適正交換時期を確認いただき、蛍光灯照明器具から**LED照明器具へのお取替え**を、ご検討くださるようお願いいたします。

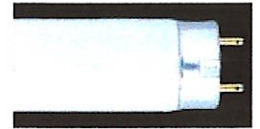
●故障率と交換時期イメージ



JIS C 8105-1「照明器具—第1部:安全性要求事項通則 解説」に基づきJLMA作成

「直管LEDランプ」に交換する際のご注意

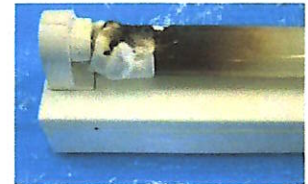
既存の蛍光灯照明器具をそのまま利用して直管蛍光灯ランプを直管LEDランプに交換する場合は、照明器具との組合せを間違えると発煙や火災の原因となる可能性がありますので、十分な注意が必要です。LEDランプに交換する際は、**次の4点**を事前にご理解いただいたうえで、購入のご判断をお願いします。



直管蛍光灯ランプ

- (1) 既設の照明器具との組合せが不適切な場合、LEDランプが点灯しないことがあります。**
(2) 既設の照明器具との組合せが不適切な場合、重大事故の懸念があります。

- ランプ又は照明器具内の部品が異常に高い温度となり、発火・発煙することがあります。
- LEDランプが正常点灯しているように見えても、器具の絶縁性能が不足し、そのまま使い続けると発火・発煙するおそれがあります。



(日本照明工業会ガイド JLA2008 参考資料 7、8、9 参照)

LEDランプと蛍光灯器具との組合せが適切かどうかは、LEDランプメーカー、LEDランプの販売店にお問い合わせいただくか、LEDランプの個装箱や取扱説明書の注意事項をご確認ください。

- (3) 照明器具メーカーの製品保証が適用外になります。**

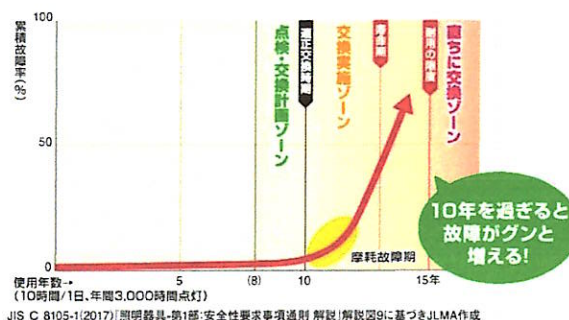
蛍光灯照明器具は、蛍光灯ランプと組み合わせることを前提に設計されており、製品保証は、照明器具メーカーの指定する蛍光灯ランプを使用した場合にのみ適用されます。

LEDランプを使用した場合には、照明器具メーカーは責任を負うことができず、製品保証は適用外になります。

- (4) 「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える。」と考えるのは間違いです。**

ランプ以外の照明器具の部品も、使用年数に伴い劣化します。一般に、使用年数が10年を過ぎると、故障率が急に増えることが知られています。

安全で快適な照明環境のため、お使いの照明器具の適正交換時期(10年)を考慮いただき、ランプ交換やLEDランプへの交換ではなく、照明器具の買い替えをご検討くださるようお願いいたします。



*さらに詳しい情報は、日本照明工業会ガイド「JLA2008」及び「直管LED使用上のご注意」をご覧ください。

http://www.jlma.or.jp/anzen/chui/pdf/JLA2008_100715a.pdf

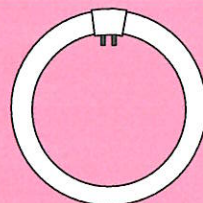
http://jlma.or.jp/shisetsu_renew/pdf/LED_flier.pdf

*事故情報については、日本照明工業会HP「G13口金付き直管LEDランプの事故情報について」をご覧ください。

http://www.jlma.or.jp/anzen/jiko/pdf/jiko_g13Chokkan.pdf

環形LED光源に交換する際のご注意

既存の蛍光灯照明器具をそのまま利用して環形蛍光灯ランプを環形LED光源に交換する方法は、照明器具との組合せを間違えると発煙や火災の原因となる可能性がありますので、十分な注意が必要です。LED光源に交換する際は、**次の3点**を事前にご理解いただいたうえで、購入のご判断をお願いします。



環形蛍光灯ランプ

(1) 交換する LED 光源と照明器具の組合せが不適切な場合、重大事故の懸念があります。

組合せが不適切な場合、LED光源が点灯しないことがあります。また、照明器具内の部品が異常に高い温度となり、発煙や火災が懸念される例も確認されています。

LED光源と蛍光灯器具との組合せが適切かどうかは、LED光源メーカー、LED光源の販売店にお問合せいただくか、LED光源の個装箱や取扱説明書の注意事項をご確認ください。

(2) 照明器具メーカーの製品保証が適用外になります。

蛍光灯照明器具は、蛍光灯ランプと組み合わせることを前提に設計されており、製品保証は、照明器具メーカーの指定する蛍光灯ランプを使用した場合のみに適用されます。

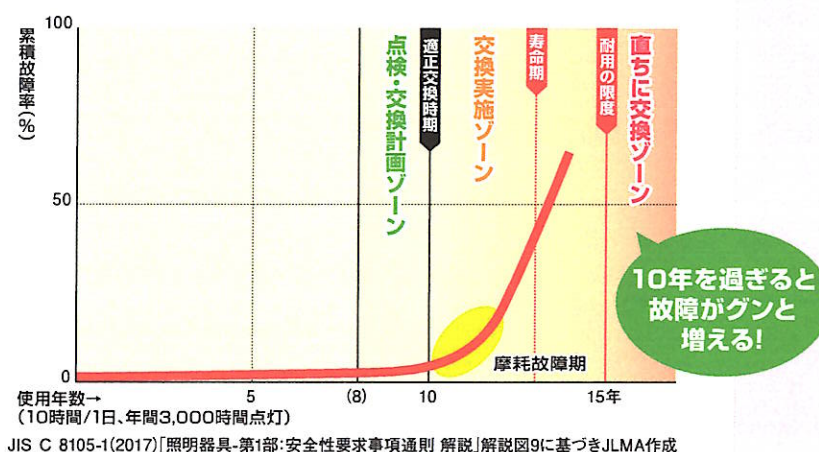
LED光源を使用した場合には、照明器具メーカーは責任を負うことができず、製品保証は適用外になります。

(3) 「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える。」と考えるのは間違いです。

ランプ以外の照明器具の部品も、使用年数に伴い劣化します。一般に、使用年数が10年を過ぎると、故障率が急に増えることが知られています(下図参照)。

安全で快適な照明環境のため、お使いの照明器具の適正交換時期(10年)を考慮いただき、ランプ交換やLED光源への交換ではなく、照明器具の買替えをご検討くださるようお願いいたします。

故障率と器具交換イメージ



一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行ビル8F 電話:(03)6803-0501(代) FAX:(03)6803-0064

<http://www.jlma.or.jp/>